

令和3年11月22日

保護者の皆様

豊岡市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応について

日頃は、新型コロナウイルス感染症予防に対し、適切にご対応いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針等を踏まえ、豊岡市教育委員会としての方針についてお知らせします。

保護者の皆様には、下記のことにご留意いただきますとともに、引き続き、お子様やご家族の皆様の感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 児童生徒等や教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- (1) 保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業を行うかについては、教育委員会が判断します。
- (2) 臨時休業となる場合の小学校に併設する幼稚園は閉園とします。また、放課後児童クラブも同期間、閉所とします。
- (3) 保健所の指示に従って、消毒を行います。

2 欠席等の取り扱い

- (1) 児童生徒に発熱等の症状（ワクチンの接種後を含む）がある場合は、欠席させてください。あわせて、同居の家族に発熱等の症状（ワクチンの接種後を含む）がある場合やPCR検査等を受けている場合も、欠席させてください。

ただし、医師等から「児童等や家族に感染の疑いや恐れはなく登校は可能」との診断を受けた場合は、登校していただくかまいません。

- (2) 感染が不安で出席できない場合、並びにワクチン接種のために欠席をする必要がある場合は、各学校に相談してください。
- (3) 以下の場合、欠席扱いになりません。

- ・(1)の場合並びにワクチン接種のために欠席をする必要がある場合。
- ・感染が不安で出席できない児童生徒について、校長が合理的な理由（※）があると判断する場合。

※合理的な理由とは、地域の感染状況と同居家族に高齢者や基礎疾患を持つ人がいる等を踏まえ、欠席する以外に手段がない場合などです。

3 その他

- (1) 今後も引き続き、毎日の登校前の健康観察を徹底いただきますとともに、感染拡大地域への移動を自粛していただきますようお願いいたします。
- (2) 休日に新規に濃厚接触者及び陽性者と判定された場合は、その結果を市役所の代表番号（23-1111）に連絡してください。
- (3) お子様のことで気にかかることがあれば、学校に連絡してください。